

藤里町農業委員会

～会長に小森鉄雄氏を再任～

7月10日に行われた農業委員会一般選挙において、無投票当選を果たした10名と推薦・選任による4名が加わり、7月20日、改選後初の総会が開かれ、会長をはじめ会長職務代理者、各専門委員が次のとおり決定しました。

No.	氏名	年齢	地区名	専門委員会		
				会長	農政調整専門委員	農地専門委員
1	小森鉄雄	70	上中畑	会長	農政調整専門委員	農地専門委員
2	淡路龍美	71	上町第一		農地専門委員	
3	山田一達孝	68	高石沢		農地専門委員	
4	安保広政	56	粕毛上町		農地専門委員	
5	佐々木忠久	59	萱沢		農政調整専門委員	
6	田中文雄	62	川原町		農地専門委員	
7	市川一	71	鳥谷場		農政調整専門委員	
8	桂田善昭	68	谷地		農地専門委員	
9	細田治男	71	館の下	◎	農地専門委員	
10	齋藤猛	67	根城岱	○	農政調整専門委員	
11	佐々木靖夫	66	上中畑	○	農地専門委員	
12	藤原信一	70	一の渡		農政調整専門委員	
13	安部満	65	矢坂上町	◎	農政調整専門委員	
14	細田茂廣	66	上町第一		農政調整専門委員	

◎は委員長、○は副委員長 ※会長は両専門委員会に属する

年金に関するお知らせ

平成23年7月より、年金事務所等へ提出いただく
「住所変更届」や「死亡届」は原則不要になりました

年金受給権者のみなさま

平成23年7月より、住民基本台帳ネットワークから住所変更等の情報を取得できるようになったため、これまで、ご本人様に提出いただく「現況届」を原則不要としていることに加えて、
平成23年7月より

ご本人様より提出いただく「住所変更届」⇒ 原則不要
ご遺族様より提出いただく「死亡届」⇒ 原則不要 となります。

- ※1 日本年金機構において、住民票コードが収録されている方に限ります。
- ※2 年金事務所等への「死亡届」が不要となるのは、死亡の事実があつてから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出を行われた場合のみです。
ただし、亡くなられた方の未払い年金を受けられる場合は、これまでどおり年金事務所等への請求が必要です。

【お問い合わせ先】 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490